

大和市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年10月30日

大和市監査委員 中 村 正 樹

大和市監査委員 赤 嶺 太 一

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 教育部
- 3 監査対象期間 令和6年10月～令和7年9月
- 4 監 査 年 月 日 令和7年10月30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、教育部（教育総務課、学校教育課、指導室）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 物品管理に関する事務
 - (6) 財産管理に関する事務
 - (7) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (8) 学校施設使用許可に関する事務
 - (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (11) 交際費の経理に関する事務
 - (12) 備品管理に関する事務
 - (13) 時間外勤務手当支給に関する事務
 - (14) 金券等の受払に関する事務
 - (15) 扶助費支給に関する事務
 - (16) 学校交際費支払いに関する事務
 - (17) 基金管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(指導室)

行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。